

出資法人等の経営評価に関する指針

(目的)

- 1 この指針は、大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例（平成 18 年大阪府条例第 71 号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定等に基づき、出資法人等自らの経営評価並びに当該経営評価についての知事等の審査及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この指針の用語の定義は、条例の定めるところによる。

(経営評価)

- 3 出資法人等は、次の各号に掲げる類型の区分に応じ当該各号に定める視点から、経営評価を行う。
 - (1) CS（府民満足）、事業効果（設立目的と事業内容の適合性）
 - ア 法人のミッションに適った公共的サービスが提供されていること。
 - イ 法人が提供するサービスは期待される効果を発揮し、府民（利用者）から評価されていること。
 - (2) 財務（健全性、採算性）
 - ア 財務体質の健全性が確保されていること。
 - イ 収支状況が適正に推移していること。（採算性が確保されているか。）
 - (3) 効率性（コスト抑制と経営資源の有効活用、自立性の向上）
 - ア 人件費やその他の経費に関するコスト抑制努力と経営資源の有効活用等による収入確保努力を通じ、効率性が確保されていること。
 - イ 府財政への依存が抑制され、法人経営の自立性が向上していること。

(所管部局長等の審査)

- 4 経営評価を行った出資法人等を所管する部及び局（大阪府組織条例（昭和28年1月5日大阪府条例第1号）第2項に規定する部及び局をいう。）の長（教育庁にあっては、出資法人等を所管する室課（大阪府教育委員会通則（昭和24年大阪府教育委員会規則第1号）第8条第2項に規定する室又は課をいう。）の長。以下「所管部局長等」という。）は、それぞれの所管する出資法人等について、当該出資法人等を指導及び監督を行う立場から、経営評価の結果の妥当性及び改善の必要性について、前項各号に掲げる視点ごとに審査を行う。

(評価及び助言等の実施)

- 5 財務部長及び教育庁教育次長（以下「財務部長等」という。）は、出資法人等が行った経営評価及び所管部局長等の審査の結果を踏まえ、公認会計士等外部の専門家の協力を得て、それぞれが所管する出資法人等の事業の実施状況、経営状況その他の事項について、次の各号に掲げる観点から評価を行う。
 - (1) 事業の実施状況及び経営状況に関し特に改善が必要な状況にある項目の有無
 - (2) 今後の法人のあり方を考える上での十分な課題認識及び対応方針の有無

- (3) 経営評価及び第4項の審査の結果に基づく助言等が必要な課題及び必要な措置を講じるよう求めるべき課題の有無
- (4) 評価の結果等に基づく法人への関与の見直し等の検討の必要性

6 財務部長等は、前項各号に掲げる観点からそれぞれが所管する出資法人等に係る評価及び助言等の案を作成し、大阪府指定出資法人評価等審議会の意見を聴く。

7 財務部長等は、評価の結果及び助言等について、所管部局長等に通知する。

8 所管部局長等は、第4項の審査及び評価の結果及び助言等を出資法人等に対し通知するとともに、助言等を行う。

(評価結果等の報告及び公表)

9 財務部長は、出資法人等の事業の実施状況、経営状況その他の事項に関する評価並びに当該評価に基づき行った助言等及び講じるよう求めた必要な措置をとりまとめ、議会に報告するとともに、その内容を公表する。

(その他)

10 その他経営評価等の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この指針は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。